

## **死刑制度について広範な議論を発展させるため、 死刑に関する情報の公開を求める決議**

死刑制度については、存置の立場と廃止の立場の間に深刻な対立がある。一方、この問題に無関心であったり、関わりを避けようとしたりする立場もある。死刑は人の生命を奪う究極の刑罰制度であるにもかかわらず、この制度に関する議論は積極的に展開されているとは言い難い現状にある。

その原因是、死刑の情報が十分に公開されておらず、議論の前提となる事実が明らかになっていないところにある。

死刑制度もまた司法制度の一環である。しかるに、死刑事件に関する公判手続が不十分であること、具体的な執行方法を定める法律が存在しないことなど、死刑制度の将来的な方向性をどう考えるかにかかわらず、司法制度として放置できない重大な問題があることは明らかである。このような状態を放置したまま、現行の死刑制度の運用を続けることは極めて問題である。

死刑の司法制度としての合理性については、手続の現場の実情を踏まえた地道な検討を堅実に行う必要がある。そして、こうした議論は、専門家集団のみならず、市民も含めて広範に行われる必要がある。そのためには、十分な情報が公開、共有されることが不可欠である。

しかしながら、死刑に関する情報の公開は極めて不十分である。判決確定後の処遇や死刑執行のプロセス、さらに刑の執行状況についても、極端な密行主義とも言える様相を呈している。刑場の公開や見学も行われておらず、情報公開手続に対しても関係行政文書のほとんどは開示されていない。執行後に公表される情報もごくわずかである。

死刑に関する情報が広く公開されることは、死刑制度に関する議論を行う上で必須の条件であるのに、およそそれがなされていない。このことが、死刑制度に関する議論を阻害している決定的な要因となっている。

よって、当連合会は、死刑制度について広範な議論を発展させるため、政府に対し、死刑

に関する情報を広く公開することを強く要請する。

以上のとおり決議する。

2022年（令和4年）11月25日

近畿弁護士会連合会

# 提 案 理 由

## 1 はじめに

日本弁護士連合会は、2002年（平成14年）以降、複数回にわたり、死刑制度について宣言等を行い、2016年（平成28年）10月7日、第59回人権擁護大会（福井市）において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、「2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきである」とし、各弁護士会及び弁護士会連合会に対し、死刑制度廃止に向けた活動を積極的に展開すること、その成果として死刑制度廃止を求める宣言をすること等を要請してきた。これに対し、全国で52ある弁護士会と8つある弁護士会連合会のうち、死刑制度の廃止を求める総会決議を行ったのは14の弁護士会と1つの弁護士会連合会にとどまっている。

一方、政府が行った最新の世論調査（2019年11月実施の「基本的法制度に関する世論調査」）の結果によると、死刑制度に関し、「死刑は廃止すべきである」と回答した者が9.0%、「死刑もやむを得ない」と回答した者が80.8%となっている。これを見る限り、たしかに「死刑を容認する者が8割を超える」と評する余地はあり、実際、政府は、世論調査の結果をひとつの根拠として、死刑制度を存続させてきた。

死刑制度については、われわれ弁護士においても、そして、一般の市民においても、その将来的な方向性をめぐって、存置の立場と廃止の立場の間に深刻な対立が発生している。さらには、それらの対立から距離を置くべく、この問題に無関心となったり、関わりを避けようとしたりする立場もある。この結果、死刑制度に関する議論は、一部の者だけによって行われるものとなっており、積極的に展開されていないことは遺憾な状態と言わざるを得ない。

死刑は、人の生命を剥奪する刑罰であり、現行の刑法典における最高刑である。人を拘禁してその自由を奪うことを内容とする自由刑（懲役、禁錮、拘留）や、財産的利益の剥奪を内容とする財産刑（罰金、科料、没収）とは本質的に異なっている。死刑制度をめぐる問題は、十分な情報が公開、共有され、それぞれの立場を理解した上での議論がなされなければならない。またそれは、専門家集団のみによるだけではなく、すべての市民とともにしなされなければならないことはもちろんである。

そのために、法律家であるわれわれは、死刑制度が司法制度の一環であるという認識の下に、以下の観点からの議論を発展させが必要であると考えるものである。

## 2 死刑事件についての公判手続のありかた

現行法上、死刑事件（ここでは、死刑が求刑され、または死刑判決がなされることが見込まれる事件をいう）とそれ以外の刑事事件との間で、その公判手続においては何らの差異はない。しかし、死刑は、被告人の生命を奪うという究極の刑罰であり、いったん死刑を執行すれば、その生命を回復することはできないという点において、その他の刑罰とは異なる特別なものである。

また、死刑を執行してしまえば、最大の立証手段である死刑確定者本人が失われることになり、再審等で判決を検証することを困難にするという問題もある。

したがって、無辜の被告人を誤って有罪と認定して、死刑判決を言い渡すようなことは絶対に避けなければならないし、さらに、本来ならば無期刑以下の刑罰が相当な事案について、誤って死刑が宣告されることもあってはならない。

この点、量刑判断を含む死刑事件の誤判防止の観点から、近時、アメリカ合衆国においては、憲法上、死刑事件については、それ以外の刑事事件とは異なる、特別に信頼性の高い適正手続の保障が必要であるとの見解（スーパー・デュー・プロセス法理）が広く支持され、量刑冤罪も含めた誤判防止のための制度改革が行われてきた。日本においても、死刑事件での誤判を防止することは同様に重要な課題であり、上記のスーパー・デュー・プロセス法理を踏まえて、少なくとも以下の点についての制度改革を検討すべきである。

- ① 檢察官から死刑を求刑することが事前に明示されること
- ② 事実認定に関する手続と量刑判断に関する手続を分離すること
- ③ 量刑判断に必要な十分な証拠の収集と徹底した証拠調べを保障する制度を確立すること
- ④ 死刑判決を行う場合には、裁判官及び裁判員の全員一致を要件とすること
- ⑤ 死刑判決がなされた場合、当該被告人の意思にかかわらず必ず上級審で審理が行われる制度とすること
- ⑥ 複数弁護人の選任や調査費用の公費負担など、弁護活動の充実を図ること

### 3 死刑執行の現状とその問題点

現行法では、死刑は「刑事施設内において、絞首して執行する」とされ（刑法 11 条 1 項）、死刑を執行するときは、絞首された者の死亡を確認してから 5 分を経過した後に絞縄を解くものとされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 179 条）が、それ以上の具体的な執行方法を定める法律は存在しない。実際には、地下絞架式（天井に設置された絞縄に首をかけ、ボタン操作によって被執行者が立っている踏み板を外して地下に落とし込み、首を吊って死に至らしめる方式）が採られている。死刑の執行方法については、本来、法律で定めるべき事項であるが、現状では、国会の立法ではない、明治 6 年太政官布告第 65 号を根拠としているに過ぎない。しかも、実際の執行においては、いくつかの点において同布告とも異なる運用がなされている。

また、死刑確定者に対する執行の告知は、かつては数日前に行われていたようであるが、現在の運用上、執行当日の朝に行われ（なお、告知の時期について定める法律はない）、告知の後、そのまま刑場に連行されて処刑される。これにより、わずか数時間前に執行の告知を受けるため、死刑確定者とその家族が、常に処刑の日にちが不明であることによる精神的緊張を強いられ、家族との最後の面会や遺書を残す機会も保障されないし、再審請求、恩赦の出願や、検察官の執行指揮処分に対する異議申立（刑事訴訟法 502 条）等の法的手続をとることができない。国際人権（自由権）規約委員会や国連拷問禁止委員会は、再三にわたり、日本政府に対し、死刑確定者とその家族に対し、執行日時の

事前告知を行うよう求めている。

死刑を合憲としたリーディングケースとされる昭和 23 年 3 月 12 日最高裁大法廷判決は、「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い」と指摘したうえで、死刑は残虐な刑罰（憲法 36 条）に当たらない等と判示した。同判決は、執行方法について、「火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆで」の刑が残虐であることを認めている。日本では、そのころから一貫して絞首刑が唯一の執行方法として採用されているが、イギリスでは既に 19 世紀末に絞首刑が残虐であるとされ、やがて死刑そのものが廃止された。アメリカでもほぼ同時期に絞首刑が残虐であると判断され、ほとんどの州で、より残虐でないと考えられた電気殺等の方法に変更され、さらに、その電気殺ですら、その後、残虐であるとされた。

これに対し、日本では、どのような設備、器具を用いて、誰が、どのような手順で絞首刑を行うのかが法律によって明確に定められておらず、絞首刑が残虐な刑罰か否か、絞首刑以外の執行方法を採用するべきか否か等について、立法の場において、検証や議論が積極的になされた形跡はない。そもそも、検証や議論の前提となる執行についての情報も隠されたままとなっており、議論のための材料がほとんどないという状況である。

前記の最高裁判決には、4 人の裁判官の補充意見があり、「ある刑罰が残虐であるかどうかの判断は国民感情によって定まる問題である。而して国民感情は、時代とともに変遷することを免かれないのであるから、ある時代に残虐な刑罰でないとされたものが、後の時代に反対に判断されることも在りうることである」と述べている。同判決から 74 年が経過した現在、具体的な死刑執行の方法についても広範な議論が不可欠である。

#### 4 死刑制度に関する情報公開

日本では、死刑制度やその運用状況に関する情報は、市民に対して知らされておらず、特に判決確定後の処遇や死刑執行の決定及び実施状況等については、法務当局が情報を独占し、極端な密行主義とも言える様相を呈している。

日本においては、かつては年度ごとに作成される統計資料により死刑執行数のみが公表され、個別の死刑執行の事実については公式には明らかにしないという運用が続けられてきた。1998 年 11 月以降、法務省は、死刑執行の事実及び被執行者数だけを公表し、そして、2007 年 12 月以降、被執行者の氏名、生年月日、執行場所及び執行の原因となった犯罪事実を公表するようになったが、それ以外の情報については依然として明らかにしようとしていない。

また、刑場の公開について、現在では見学等は一切行われておらず、2003 年と 2007 年に衆議院ないし参議院の各法務委員会の国会議員が東京拘置所の刑場を視察した程度であり、一般の市民に対する情報公開としてはきわめて不十分なものであった。2010 年、東京拘置所の刑場がメディアに公開され、刑場内部の写真が公表されたが、執行時に使用されるロープが外されており、実際の執行の様子を再現するようなこともなく、情報公開としては不十分であった。司法記者クラブや各弁護士会による刑場視察の申し込みも繰り返し行われているが、いずれも拒否されて実現していないし、刑場が

設置されている各拘置所の視察委員に対しても刑場の視察を認めない運用が続いている。

情報公開法に基づき、死刑執行指揮書、死刑執行命令書等の死刑に関する行政文書の開示を請求しても、開示される文書はほとんどがマスキング（黒塗り）された部分開示であり、具体的な執行状況を知ることはできない。

死刑制度やその運用に関する情報を公開することは、死刑制度の方向性や制度改革等に関する議論を行う前提として必要不可欠であるばかりでなく、裁判官及び裁判員による適切な量刑判断や死刑確定者に対する適正手続の保障状況の監視のためにも不可欠である。よって、政府は、死刑確定者の処遇の状況、刑場の状況、執行方法・手順、被執行者が死亡に至る経過、刑務官等死刑執行に関与する者の苦痛の程度、死刑制度を維持するための費用、死刑執行の意思決定過程、被執行者を選定する基準、執行時における被執行者の心身の状態、被執行者が行っていた再審の請求、恩赦の出願に関する状況等について、市民に対して、積極的に明らかにするべきである。

## 5　まとめ

現行の死刑制度には、司法制度として放置できない重大な問題があることは明らかである。それにもかかわらず、現行の死刑制度の運用を、このような状態を放置したまま続けることは極めて問題である。

死刑制度の存廃について広範な議論を発展させるためには、手続の現場を踏まえた地道な検証を堅実に行うことが不可欠である。そして、その議論の前提として、死刑に関する情報が広く公開されることは必須の条件である。

よって、当連合会は、死刑制度について広範な議論を発展させるため、政府に対し、死刑に関する情報を広く公開することを強く要請する。

以上